

平 戸 市 監 査 公 表 第 70 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 24 年 1 月 11 日

平戸市監査委員 久 岡 一 夫

平戸市監査委員 近 藤 芳 人

第 1 監査の対象

市長公室政策推進課及び企画課

第 2 監査の期間

平成 23 年 11 月 17 日から 11 月 18 日まで 2 日間

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 22 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

収入事務が適法・適正に行われているか。

収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

(2) 支出に関すること

違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。

予算目的に反する支出はないか。

特別な支払方法(資金前渡、概算払等)は法令に定めるところにより適正に行われているか。

契約の方法及び内容は適正か。

(3) 庶務関係事務

公印の管理状況

備品台帳等備付諸帳簿の整備状況

文書の処理、整理保存状況

(4) 補助金関係

補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

(5) 建設工事関係

工事請負関係事務は適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成22年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。

指摘事項等は次のとおりである。

〔政策推進課及び企画課〕

【指導事項】

各種団体に交付した補助金等の経理事務に職員が携わる事例が見受けられた。

職務上、職員が出納保管せざるを得ない公金外現金の取扱いについては、他課にも事例が散見され全庁的なマニュアル化を図るなど、適正な事務処理に努められたい。

〔政策推進課〕

【指導事項】

自治会未加入者には、市の定期刊行物等は発送されていない。適宜、未加入者の実態を把握し、情報提供に不備がないよう努めること。

〔企画課〕

【意見】

まちづくり交付金は、地域自治区(生月町、田平町及び大島村)を対象に交付しているが、平等と公平の原則から他地区にも配慮した対応を検討することが望ましい。

第6 むすび

市長公室（政策推進課及び企画課）は、新設されて間もないが、文字どおり本市機構の中枢を成す部署である。政策推進課は、複数の部署にまたがる田平港シーサイドエリア活性化事業を手掛けるなど、特命事項の推進と市民からの要望（陳情）に応える業務等を担っている。企画課は、本市の総合計画書を作成し、また市民との協働のまちづくりを推進する業務等にあたっている。いずれも多忙を極める職場である。

今後、年々厳しさを増す財政運営にあつて、本市が抱える懸案事項等の解消に努めながら、将来の平戸市像を見据えた事業展開を望みたい。

<参考> 指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	-

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。